

平成27年度 財政的援助団体等監査結果概要

1 監査対象団体

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（出資法人）
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（補助団体等）
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）

2 監査実施団体

		昨年度
(1) 出資法人	14 公益財団法人 やまなし文化学習協会 他13団体	(14)
(2) 補助団体等	5 一般社団法人 山梨県トラック協会 他4団体	(5)
(3) 指定管理者	5 社会福祉法人 蒼溪会 他4団体	(4)
計	24	(23)

3 監査対象期間

平成26年度

4 監査実施期間

平成27年 8月27日～平成27年11月16日

5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- ・意見 監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

7 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分毎の集計は、次のとおりである。

	昨年度
(1) 指摘事項のあった団体	4団体 (2団体)
○指摘件数	8件 (2件)
(2) 指導事項のあった団体	17団体 (16団体)
○指導件数	73件 (53件)
(3) 注意事項のあった団体	6団体 (8団体)
○注意件数	11件 (9件)
合 計	92件 (64件)
◎ 指摘事項、指導事項、注意事項ともなかった団体	7団体 (7団体)
◎ 監査結果に基づく意見のある団体	8団体

8 指摘事項等の概要

(1) 指摘事項（4団体、8件）

① 公益財団法人 やまなし文化学習協会

前回監査において、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具器具及び備品については、財務規程に基づき固定資産台帳を備えて管理することとなっているにもかかわらず、ネットワーク機器について固定資産台帳の作成及び登載がなく、減価償却が行われていなかったことから、指導事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「ネットワーク機器について固定資産台帳に登載するとともに、平成25年度に固定資産として計上し減価償却を行った。」との回答があり、当該機器については所要の事務処理が行われていたが、今回の監査において、別の機器（ワイヤレスレーザー・ワイヤレスチューナーユニット）に同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていなかった。（びゅあ総合）

② 地方独立行政法人 山梨県立病院機構

前回監査において、予算執行表の支出予算の項又は目の科目に、執行額が予算額を超えているものがあり、実質的に支出予算の各項又は各目の金額が流用されていたが、会計規程第14条第2項又は第3項に規定する予算流用申請書の作成及び理事長の決定がされていなかったことから、指導事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「今後、他の地方独立行政法人の処理方法等を確認したうえで、現状の事務処理に沿うよう規程改正を行う等の検討を進めていく。」との回答があったが、今回の監査においても状況の変化はなく同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていなかった。また、執行額に対して予算総額が不足する状況にあったが、同規程第12条第1項に基づく当初予算の変更がなされていなかった。

③ 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団

前回監査において、

ア 軽油、灯油及びA重油の予定価格について、市場価格等から積算した算出価格に対し、契約担当者
は、明確な根拠がないまま予定価格を高く設定していたこと

イ 軽油に係る予定価格の積算において、軽油引取税も含めて消費税を算出していたこと

ウ レギュラーガソリン、軽油及び灯油の各契約書に予定数量の記載がなかったこと

から、指導事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「ア 燃料の予定価格については、市場価格調査機関の情報等に基づき積算する。イ 軽油の予定価格については、軽油引取税を除いた単価で積算する。ウ 予定数量を記載可能な場合は、記載することとした。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、前回指導事項としたことが改善されていなかった。（きぼうの家）

④ 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団

前回監査において、新規土地購入既存施設解体工事請負他2件の契約書に、経理規程第59条に基づく契約保証金に関する条項が記載されていなかったことから、指導事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「今後は、事業団経理規程施行細則第30条の規定に基づき、「保証金の免除」を記載する。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、一般廃棄物処理業務委託契約書及び電動ベッド等の物品売買契約書に同様の事案があり、前回指導事項としたことが改善されていなかった。また、一般廃棄物処理業務委託契約書については、貼付消印されていた収入印紙の金額に誤り（不足）があった。（桃源荘）（サテライト桃源荘）

⑤ 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団

前回監査において、新館吸収冷温水機応急修理工事において、経理規程施行細則第41条に定める検収並びに所定書類への検収年月日及び職氏名の記載、押印が行われていなかったことから、指導事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「今後は、事業団経理規程施行細則第41条の規定に基づき、検収を行う。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、サービスワゴンの購入において同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていなかった。（サテライト桃源荘）

⑥ 公益財団法人 山梨県体育協会

前回監査において、

ア 長期滞留未収金として、「体育史第3巻」の平成20年度販売分90,000円があったこと

イ 貸借対照表に貯蔵品として計上している「体育史第3巻」(549冊、6,039,000円)について、発行から5年近くが経過している。販売できる見込みがなければ会計上除却し、平成25年度の決算では、貯蔵品として計上すべきではないこと

から、指導事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「ア 引き続き冊子販売代金の回収に努めるが、未収金については、平成25年度末に損失処理する。イ 処理方針を検討し、指摘のとおり処理する。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、これら指導事項に対する措置手続きがなされておらず、前回指導事項としたことが改善されていなかった。

⑦ 公益財団法人 山梨県体育協会

常勤役員の期末手当の額及び支給方法については、「(公財)山梨県体育協会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」の第5条第3項において、「山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の規定を準用する。」と定めており、その規定に基づき支給すべきであったが、山梨県職員給与条例等の規定を準用して支給したため、過払いとなっていた。

(平成26年度 過払額 152,250円)

⑧ 公益財団法人 山梨県体育協会

前回監査において、緑が丘スポーツ公園の有料公園施設利用許可申請書の中に、申請日が利用日より後の日付のものがあったことから、指導事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「利用の前に、利用許可申請書を提出してもらうよう徹底する。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても同様の事案があり、前回指導事項としたことが改善されていなかった。（緑が丘スポーツ公園）

(2) 指導事項（17団体、73件）

資産（郵便切手等）等の計上漏れ11件、契約書の記載事項の不備7件、決裁印、受領印や日付等の漏れ4件、引当金の計上誤り4件、所得税等の源泉徴収漏れ4件、実際の事務処理と団体規定との不整合4件、現金取扱不備3件、財務諸表を補足するために必要な注記の記載漏れ3件 等

(3) 注意事項（6団体、11件）

契約書に貼付された収入印紙の金額誤り 等

(4) 意見 (8団体)

① 公益財団法人 やまなし文化学習協会 (指摘事項1件、指導事項10件、注意事項2件)

今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項1件については、固定資産の取扱いについて前回指導事項と同様の内容の不備であり、前回の監査結果が、協会の事務改善に結び付かなかったことは遺憾である。

協会は、多数の施設を運営しており、現場の裁量で行う事務処理も多いと考えられるが、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。

② 公立大学法人 山梨県立大学

経済・社会のグローバル化、少子高齢化の進行など、大学を取り巻く環境が大きく変化する中、県が示した第2期中期目標(平成28年度～平成33年度)の達成に向け、引き続き、地域の産業振興や地域福祉、住民の生活・文化の向上に取り組むとともに、地域の課題解決に貢献できる優秀な人材の地域への供給など、新たに策定する中期計画の着実な推進に取り組まされたい。

特に、少子高齢化、人口減少等を始めとした地域が抱える様々な課題に対応した地域研究や地域連携プロジェクトを推進し、地域との連携を強化するとともに、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保や拡充等、自己収入の増加のための活動を積極的に進めることにより財務内容の改善に努められたい。

また、今回の監査において、前回指導事項とした図書資産の計上額と台帳上の残高の差異について一部改善にとどまっていた件を含め、8件を指導事項とした。これらは、基本的な事務における確認不足などによるものであるが、職員は、一人一人が県立の大学の運営に携わっているということを常に自覚しながら、適切な事務処理の執行に努めるとともに、チェック体制等の再確認や事務職員の育成等に取り組まされたい。

③ 地方独立行政法人 山梨県立病院機構

県が示した第2期中期目標(平成27年度～平成31年度)を達成するため、引き続き県民の健康と生命を守る基幹病院として、医療の質の向上と経営基盤の安定化に努め、政策医療を確実に実施するとともに、地域の医療機関との連携を一層強化するなど、医療を取り巻く環境の変化と多様化する県民の医療ニーズに的確に対応し、中期計画の着実な推進に取り組まされたい。

また、今回の監査において、執行額が予算を超過する場合の手続きについて、前回の指導事項が改善されていなかったことを指摘した。自ら定めた会計規程を遵守せず、予算管理が適正に行われていない状況が放置されていたことは、極めて遺憾である。このほか、6件が指導事項とされたことも含め、迅速かつ適正な改善を図るとともに、業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努め、今後とも県立の病院として、県民に信頼され県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう業務運営の改善等に取り組まされたい。

なお、機構の減価償却の方法は、平成19年度税制改正前の旧定額法に基づき、取得価額の5%まで償却を行っている。しかしながら、この方法は、耐用年数を経過した時点での資産価値の実態を反映しているわけではないため、改正後の償却方法により残存価額は1円(備忘価額)とすることを検討されたい。

④ 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団 (指摘事項3件、指導事項10件、注意事項1件)

今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項3件については、前回指導事項とした内容に対して措置状況の回答どおりに改善策が実施されていなかったものであり、前回の監査結果が、事業団の事務改善に結び付かなかったことは、極めて遺憾である。

事業団は多種多様な施設を各地域で運営していることから、経理等の統一的な指導を行うため内部監査を実施しているが、効果的な指導となるよう本部事務局が継続的に関与し、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。

⑤ 公益財団法人 山梨県林業公社

公社では、平成28年度末の廃止に向けて、当公社の改革プランに基づき、分収林の土地所有者との間に、分収林管理の県への移管、分収割合の見直し及び契約期間の延長を内容とする変更契約の締結を進めており、平成28年1月末の実施済み件数は、総契約件数3,377件のうち2,283件(67.6%)となっている。公社として残された1年間余ですべての変更契約が締結できるよう、関係機関と協力し鋭意努力されたい。

また、改革プランを実施した場合においても、公庫等からの借入金返済のための県補助金やこれまでの県貸付金の債権放棄等により167億円に及ぶ多額の県民負担が見込まれていることから、今後とも、改革プランを着実に実行し県民負担の抑制に努めるとともに、これまで公社が管理してきた分収林を、公社廃止時に県に円滑に移管できるよう準備を進められたい。

⑥ 公益財団法人 山梨県体育協会 (指摘事項3件、指導事項4件、注意事項3件)

今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項3件中2件については、前回指導事項とした内容に対して措置状況の回答どおりに改善策が実施されていなかったものであり、前回の監査結果が、協会の事務改善に結び付かなかったことは、極めて遺憾である。

協会は多数の施設を運営しており、管理すべき事務処理も多岐にわたるが、問題点への対応を放置せず、改善に向けて確認、指導のあり方を再検討し、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。

また、県の条例を準用している期末手当について、規定の適用誤りによる過払いについて指摘した。協会からの経緯説明では、準用規定の改正状況の認識不足が一因であった。県の制度を準用するのであれば、県所管課との連携、連絡を密にして、制度の改正状況等の把握に努められたい。

⑦ 公益財団法人 山梨県臓器移植推進財団

今回の監査において、現行の体制に合った事務処理方法が十分に確立されておらず、また、手許保管現金及び収納金の取扱いなど、事務管理に係る規程も十分に整備されていない状況が確認された。

こうした現状を踏まえ、内部チェック機能及び相互牽制機能を高めるためには、各種規程の整備や、公益法人会計基準に基づく事務処理方法を早急に確立することが必要であり、規程の見直し及び事務処理体制の構築に向けて積極的に取り組まれたい。

⑧ 株式会社 山梨食肉流通センター

当社は、資本金が4億2千万円であり、税法上、大企業の扱いとなっているが、将来的な県民負担の軽減につながる可能性もあることから、中小企業税制を活用できるような規模まで無償減資することについて検討されたい。

9 監査を通じての総括的意見

各団体においては、時代の変化や県民ニーズに的確に対応した健全で合理的、効率的な業務運営に日々取り組んでいるところであるが、今回の監査において、指導事項等の件数が92件にも上り、1団体で10件を超えるところも複数あった。特に、前回指導事項とした内容について、措置状況の回答どおりの改善策が全く実施されていなかったものや、同様の事案が繰り返されていたものなど、監査結果が団体の事務改善に活かされていない状況が見受けられた。

こうした未改善の事案について、指摘事項の扱いとしたことを重く受け止め、今回、監査対象とならなかった団体も含め、県所管課においては、団体の事務・事業の実施状況を的確に把握し、事務処理の適正化と質の向上に向け、適切な指導・助言に努められたい。特に、県が出資している団体の所管課においては、県行政との関わりが深く、共に事業を推進する関係にあることから、このことに強く留意されたい。